

## 平成19年度財務諸表及び決算報告書に関する意見書

国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人山形大学の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第4期事業年度の決算について監査したところ、適法に処理されており、財務諸表及び決算報告書のとおり相違ないことを確認します。

平成20年6月17日

国立大学法人 山形大学

監事 高橋 博

監事 米谷 齊